

広告掲載（まいと to ライド応援サポーター）募集要領

大阪バス株式会社（以下「弊社」）と東大阪市（以下「市」）が連携して取り組む公共交通事業にご賛同いただき、支援いただける「公共交通応援サポーター」（以下「サポーター」）の登録希望者を募集します。

下記内容をご確認のうえ、ご理解いただいた方はぜひお申し込みください。

1 応募資格要件

以下すべての条件を満たす法人または個人の方が対象です。

登録後に条件を満たしていないことがわかった場合は、登録を取り消すことがあります。

- 東大阪市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号～第3号に該当しないこと（法人の場合は代表者も含む）、また関係する団体や委託を受けた者でないこと
- 「東大阪市有料広告掲載基準」第4条に該当しないこと

2 社名等掲示の規格等

サポーターとして認定された方は、弊社と市が運行するAIオンデマンド乗合ライドシェア「まいどtoライド」車両に社名などを掲出することができます。

- **掲出車両**：まいどtoライドの車両2台
- **掲出場所**：運転席側と助手席側のフロントドア部分
- **運行時間**：平日9時～18時（土日祝・年末年始を除く）
- **掲出期間**：令和7年10月～令和8年3月

○サポーター登録料

	サイズ	月額（税込み）
1口	横20 c m×縦6 c m	3,000円
2口	横20 c m×縦12 c m	5,000円
3口 以上	———	1口追加ごとに +2000円

※1 運転席側及び助手席側フロントドアの計18枠に掲示するものとし、
1口で車両2台に掲示するもの。

3 応募申込手続き

- 受付期間
2025年8月1日から受付開始
- 提出書類（各1部）
 - サポーター登録申込書（様式第1号）
 - 誓約書（様式第2号）
 - 社名・ロゴデータ（png、jpeg、AI等）
- 契約期間
2026年3月31日まで（以降半年更新）

※提出書類に虚偽があった場合は、掲載を取り消すことがあります。

※ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

4 サポーター登録の手続き等

- 登録の可否については、後日、担当者からご連絡します。
- 登録料は、弊社が発行する書類にてご案内しますので、指定の期日までに納付をお願いします。
- 納付後の返金は原則できません。ただし、やむを得ず登録できなかった場合は除きます。

5 社名等掲示の停止又は取消し

以下のような場合、掲出を停止または取り消すことがあります。損害が生じた場合でも、市や弊社は補償いたしかねますので、ご了承ください。

- 応募資格を満たしていないことが判明したとき
- 掲載内容が要綱・基準に抵触し、修正に応じないとき
- 市の業務上、掲出が困難となったとき
- その他、市が掲出に支障があると判断したとき

【問い合わせ先】

〒577-0065 東大阪市高井田中 3-6-25

大阪バス株式会社 前田

T E L : 06-4308-0800

F A X : 06-4308-0600

E-mail : maeda@osakabus.jp